

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景

- ・環境こだわり農産物の栽培面積の伸び悩み
- ・消費者への環境こだわり農業のさらなるPRの必要性
- ・加工、食育など新たな分野における環境こだわり農産物利用の必要性
- ・琵琶湖保全再生法やTPP合意を踏まえた対応

2 計画策定の目的

- ・より安全で安心な農産物の供給拡大と、さらなる環境への負荷削減を推進するために策定

3 計画の位置づけ

- ・条例第7条の規定に基づき、環境こだわり農業の推進のための目指す姿や基本方針、施策の方向、成果目標等を定めるもの

4 計画期間

- ・平成28年度から平成32年度までの5年間



5 進行管理と評価等

- ・新たな指標に基づき、年度ごとに施策の進行管理と評価を実施
- ・本計画の初年度から、外部の意見を聴きながら新たな取組を検討し、次期5年間の計画に反映

II 現状と課題

1 環境こだわり農業の現状

- ・環境こだわり農産物栽培面積(H26:14,353ha。うち水稲は12,736haで、県内水稲面積の41%)
- ・環境こだわり農業の推進等による、県内の化学合成農薬の使用量の減少(H26はH12と比較して40.5%削減)
- ・代かき、田植え時期の主要河川の透視度(H26:42.1cmで横ばい)
- ・家畜ふん堆肥の利用率(H21:64%→H26:67%)
- ・「魚のゆりかご水田」など豊かな生きものを育む水田(H26:221ha)
- ・環境こだわり農産物認証マークを表示して出荷・販売する組織(H21:87組織→H26:112組織)
- ・環境こだわり農産物を継続して利用する消費者の割合(H21:28%→H26:32%)

2 課題

- ・環境こだわり農産物の栽培面積が伸び悩み、特に園芸品目の取組が停滞
- ・代かき、田植時期の河川透視度について、改善効果が見えない
- ・耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用が進みにくい
- ・環境こだわり農産物を常時購入できる店舗が少ない
- ・環境こだわり農産物の加工食品が少ない
- ・県民の環境こだわり農産物に対する認知度が依然低い



III 目指す姿(概ね10年後の姿)

○県内の農業者等は、生産のあらゆる場面で環境こだわり農業技術を取り入れており、この結果、琵琶湖等の環境保全に貢献しています。

○農薬と化学肥料の使用量について、通常の栽培の半減からさらに削減した農産物づくりが進んでいます。

○環境こだわり農産物の生産量と流通量が増え、季節ごとに色々な農産物が店頭に並んでいます。

○県内および京阪神地域の消費者は、環境こだわり農産物の意味や内容を理解し、積極的に選んで購入しています。

IV 基本方針

環境こだわり農業のさらなる推進を図るため、「生産」、「流通」、「消費」のそれぞれの視点から、3つの基本方針を掲げる。

さらに、「生産」、「流通」、「消費」の連携した取組を推進する。

基本方針1《生産》

環境こだわり農業技術の普及と環境こだわり農産物の生産拡大を推進します。

基本方針2《流通》

環境こだわり農産物の流通・販売を促進します。

基本方針3《消費》

環境こだわり農産物の積極的な利用を促進します。

連携した取組

環境こだわり農業のさらなる推進のために、「生産」、「流通」、「消費」に関わる各主体の連携した取組を進めます。

VI 各主体の取組

1 農業者等

環境こだわり農業の実践と環境こだわり農産物の生産拡大を進めます。

2 農業団体

農業者が環境こだわり農業にまとまって取り組めるよう、組織化や指導・支援を行います。

3 農産物販売業者

環境こだわり農産物を積極的に取り扱うとともに、生産と消費をつなぎます。

4 消費者等

環境こだわり農業への理解を深め、環境こだわり農産物の積極的な利用に努めます。

V 施策の方向(5年間:平成28年度～32年度)

基本方針1《生産》

○環境こだわり農産物の生産振興

- ・生産技術等の開発・普及推進、栽培指導による、生産拡大と品質向上
- ・みずかがみなど環境こだわり米の栽培面積の拡大、園芸品目の重点化
- ・国交付金活用による、環境こだわり農産物の組織ぐるみでの栽培の推進

○琵琶湖および周辺環境への負荷削減に向けた取組の推進

- ・化学合成農薬および化学肥料の一層の削減の推進
- ・環境負荷削減に向けた新たな技術の確立、環境負荷削減効果調査の実施
- ・啓発活動や浅水代かき等の促進による、農業濁水の流出防止
- ・有機農業の取組を支援、認証制度での新たな表示を検討し実施

○生物多様性保全および地球温暖化防止に向けた取組の推進

- ・「魚のゆりかご水田」など生物多様性保全の取組拡大
- ・家畜ふん堆肥の施用など、温暖化防止に向けた取組の推進
- ・農業者が実施する新たな環境保全の取組支援

基本方針2《流通》

○環境こだわり農産物の付加価値の向上

- ・園芸品目の用途別生産・出荷の推進(市場・量販店向け、直売所等向け)
- ・認証マークを表示した出荷・販売の促進
- ・環境こだわり米の区分管理による、大口流通の促進

○環境こだわり農産物の販路の拡大、販売店の確保

- ・農産物直売所等における、環境こだわり農産物のコーナーの設置促進
- ・環境こだわり農産物の生産に関する情報の発信

○加工食品での環境こだわり農産物の利用促進

- ・環境こだわり農産物の加工食品での利用・販売の促進
- ・環境こだわり農産物による6次産業化の推進

基本方針3《消費》

○消費者へのPRと理解促進

- ・環境こだわり農業の意義や効果、農業者の努力を積極的に発信
- ・メディア、インターネットによる情報発信、認証マークの表示内容を見直し
- ・琵琶湖・淀川流域の消費者等に対する理解促進、消費拡大

○飲食店等における利用拡大

- ・飲食店や事業所食堂等における環境こだわり農産物の利用推進
- ・「おいしがうれしが」キャンペーン登録事業者への取扱いの働きかけ

○環境こだわり農産物を用いた食育の推進

- ・環境こだわり農業や琵琶湖等の環境保全について学ぶ機会の提供
- ・学校給食での環境こだわり農産物の利用促進

連携した取組

○生産、流通、消費を結ぶ取組

- ・農業者自身によるセールス活動等の支援
- ・こだわり滋賀ネットワークなどの消費者が活動する団体等との協働
- ・生産者と流通・販売事業者等との商談会やマッチングの設定

○新たな分野との連携

- ・農業者等と商工・観光、福祉等の新たな分野との結びつき確保

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画による成果目標等一覧

◆基本方針1

【成果目標】

項目	現状 (平成26年度)	目標 (平成32年度)
環境こだわり米の作付面積割合	41%	50%以上
流域単位での農業排水対策の取組面積	16,159ha	17,860ha
環境に配慮した水稻品種の育成	—	1品種
「魚のゆりかご水田」など豊かな生きものを育む水田づくりに取り組む組織数	29組織	60組織

*継続把握指標（目標値は持たないが継続して把握する必要がある指標）

項目	現状 (平成26年度)
環境こだわり農産物の栽培面積	14,353ha
化学合成農薬使用量の削減割合（平成12年度対比）	40.5%
主要河川の透視度（代かき・田植え時期）	42.1cm

◆基本方針2

【成果目標】

項目	現状 (平成26年度)	目標 (平成32年度)
環境こだわり農産物コーナーを有する店舗数	1店舗	10店舗
環境こだわり農産物を利用した加工食品の数	61品目	85品目

*継続把握指標（目標値は持たないが継続して把握する必要がある指標）

項目	現状 (平成26年度)
環境こだわり農産物認証マークを表示して出荷販売する生産組織数	112組織

◆基本方針3

【成果目標】

項目	現状 (平成26年度)	目標 (平成32年度)
環境こだわり農産物の認知度	43.5%	50%
給食に環境こだわり米を利用する市町数	11市町	19市町

*継続把握指標（目標値は持たないが継続して把握する必要がある指標）

項目	現状 (平成26年度)
環境こだわり農産物の継続購入率	32.1%



平成 28 年度環境こだわり農業支援事業

資料3

595, 166千円 (うち県費 191,964千円)
(H27当初予算:592,561千円、うち県費 191,575千円)

第1 趣旨

- より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、琵琶湖等の環境保全を図るため、環境こだわり農業を一層拡大する必要がある。
- 環境こだわり農業推進基本計画に掲げる「水稲における環境こだわり農産物栽培面積の割合50%」等の達成に向けて推進を図る。
- 農薬および化学肥料の半減に加えて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組に対して支援する。

第2 事業内容

1. 環境保全型農業直接支払交付金 555,492千円 (国庫 370,328千円、県費 185,164千円)
(H27:554,025千円、うち県費 184,675千円)
国の日本型直接支払制度に基づき、農業者団体等が環境こだわり農業を実施した上で、さらに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む場合に、取組面積に応じて、国、市町とともに一定の負担割合により支援を行う。
営農活動の内容 カバーネットの作付、有機農業、炭の投入、IPM+長期中干し+人手除草 ほか
 - (1) 交付先 市町
 - (2) 支援内容 環境こだわり農業と組み合わせた営農活動への支援
・農家支援単価 カバーネットの作付 80千円/ha 他、取組ごとに設定
・面積 17,177ha
 - (3) 交付率 市町交付額の3/4以内 (負担割合: 国 1/2、県 1/4、市町 1/4)
※地方負担分には国から地方財政措置(県 75%)が講じられる
 - (4) 事業期間 平成 27 年度～平成 31 年度
2. 環境保全型農業直接支払市町推進交付金 15,176千円 (国庫) (H27:13,899千円)
市町が行う環境保全型農業直接支払交付金に関する推進指導および確認事務等に要する経費を交付する。
 - (1) 交付先 市町
 - (2) 交付金額 定額
 - (3) 事業期間 平成 27 年度～平成 31 年度
3. **新** 環境こだわり農産物生産・流通促進事業 5,000千円 (県費)
環境こだわり農産物の生産・供給の拡大とともに、販売店舗の確保・充実を図る。
 - (1) 実施主体 ①②農業協同組合等、③市町等
 - (2) 事業内容 ①環境こだわり農産物の生産者組織育成
②環境こだわり農産物の流通促進
③環境こだわり農産物コーナーの設置
 - (3) 補助率 1/2 以内、定額
 - (4) 事業期間 平成 28 年度～平成 32 年度
4. 制度の円滑な実施に要する経費 17,698千円 (国庫) (H27:17,737千円)
 - (1) 環境こだわり農産物の残留農薬検査 (2,268千円)
 - (2) 啓発資料等作成 (1,419千円)
 - (3) 現地確認・生産記録審査等にかかる事務費 (12,583千円)
 - (4) 温暖化防止等の環境保全効果の検証 (1,428千円)
5. **重** 環境こだわり農業総合的調査 1,800千円 (県費)
 - (1) 実施主体 県 (業務委託)
 - (2) 事業内容 「世界農業遺産(GIAHS)」の認定に向けて環境こだわり農業について調査を行う。
 - ①環境こだわり農業に関する農家等の意向等調査
 - ②環境こだわり農業による生物多様性への影響調査
 - (3) 事業計画 平成 28 年度

新 平成28年度環境こだわり農産物生産・流通促進事業 (事業費:5,000千円)

1. 趣旨

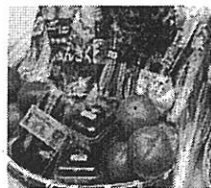
- 環境こだわり農産物の栽培面積は伸び悩み。特に園芸品目は取組が停滞。
- 環境こだわり農産物を常時購入できる店舗が限られている。
- 県民に安全・安心で、琵琶湖に優しい農産物を届けるためには、園芸品目における環境こだわり農産物の生産・供給量の増加とともに、販売店舗の確保・充実等を図る必要がある。

2. 事業内容

①環境こだわり農産物の生産者組織育成 (2,900千円)

園芸品目における環境こだわり農産物の生産拡大・安定供給のため、生産者組織の育成や栽培実証等に要する経費を支援します。

[補助率: 1/2]
[事業実施主体:
農業協同組合等]



②環境こだわり農産物の流通促進 (1,200千円)

環境こだわり農産物の流通促進と消費者等の理解促進を図るため、啓発・PRや加工品開発等に要する経費を支援します。

[補助率: 1/2]
[事業実施主体:
農業協同組合等]



③環境こだわり農産物コーナーの設置 (900千円)

消費者の環境こだわり農産物に関する認知度向上と消費拡大、農産物の評価の向上による生産拡大を図るため、「環境こだわり農産物コーナー」の設置について支援します。

[補助率: 定額]
[事業実施主体: 市町等]



3. 事業スケジュール

	H28	H29	H30	H31	H32
①	10組織	(10組織)	(10組織)	(10組織)	(10組織)
②	8組織	(8組織)	(8組織)	(8組織)	(8組織)
③	3店舗	2店舗	2店舗	2店舗	1店舗

4. 目指す姿

- 園芸品目における環境こだわり農産物の生産・供給量の増加
- 環境こだわり農産物の販売コーナーを有する店舗の増加(10店舗)
(滋賀県環境こだわり農業推進基本計画)

安全・安心な環境こだわり農産物を消費者に安定的に供給

【平成 28 年度】

環境こだわり農産物「流域まるごと」消費拡大事業

(H28 予算額 : 5,192 千円)



1 現状および課題

- ・環境こだわり農産物の栽培面積は増加傾向にあり、「環境こだわり米」については、京阪神地域においても流通量が増加。
- ・環境こだわり農産物の消費者へのPRとしては、これまで琵琶湖・淀川流域でのキャンペーンやラジオ番組の放送、食や農に関心の高い団体との協働等により実施。
- ・この結果、環境こだわり農産物の認知度は高まりつつある（県民の認知度 H26 : 43.5%）
- ・今後、環境こだわり農産物の一層の生産拡大を図るため、琵琶湖・淀川流域（県内外）の消費者に、本県の生産者の取組についての理解を深め、さらなる消費拡大につなげることが必要。
- ・また、こうしたPRの実施に当たっては、農薬使用量の少ない安全な農産物であること、そして美しい琵琶湖を守ろうとする生産者の思いや努力を強く訴えることが重要。

2 事業内容

(1) 琵琶湖・淀川流域の消費者への利用促進 4,000 千円

①流域キャンペーンの実施

実施主体：県（業務委託）

対象：県内外消費者

事業内容：環境こだわり農産物を取り扱う流通事業者や販売店等と連携し、「より安全・安心で、琵琶湖にやさしい方法で生産された農産物」であることを強調し、利用の促進をPRする。

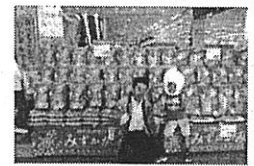


②店頭PRの実施

実施主体：県（業務委託）

対象：県内外消費者

事業内容：環境こだわり農産物を取り扱う県内外の販売店店頭において、PRイベントを開催する。



(2) こだわり滋賀ネットワーク負担金 500 千円

実施主体：こだわり滋賀ネットワーク（民間団体）

対象：県内消費者

事業内容：生産者と消費者の相互の信頼関係を構築する活動等に対する支援を行い、環境こだわり農業をはじめとする県農業の理解促進、購買意欲の醸成を図る。



(3) 県が行うPR活動等 692 千円

実施主体：県

対象：県内外消費者

事業内容：啓発資材の作成・提供等を行う。



琵琶湖・淀川流域（県内外）の消費者の環境こだわり農業に対する理解が深まり、環境こだわり農産物の消費が拡大

「世界農業遺産」プロジェクトについて

1. 「世界農業遺産」とは・・・

- ・社会や環境に適応しながら何世代にもわたり発達し、形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業と、それに関わって育まれた文化、景観、生物多様性に富んだ世界的に重要な農業システムを、国連食糧農業機関(F A O)が認定するもの。
- ・申請については、まず農林水産省に申請し、その後、国内で承認された地域を国連食糧農業機関(F A O)が審査する。
- ・世界では36地域(うち日本は8地域)がこれまでに認定。

2. 「世界農業遺産」を目指す意義

- ・滋賀県は、全国に先駆けて琵琶湖と共生する環境に配慮した農業や生きものを育む水田づくりなどに取り組んできたが、こうした本県独自の農業システムが十分に評価されていない状況にある。
- ・また、高齢化の進行や土地持ち非農家の増加などにより、これまで続けてきた高度な農業技術や地域資源、生物多様性の維持が懸念されている。
- ・こうした課題を解決するための突破口として、世界農業遺産の認定に向けての取組を行い、この取組を通じて、県産物の高付加価値化や観光資源としての活用等につなげ、本県の農業を健全な姿で次世代に引き継いでいくことを目指す。
- ・また、本県農林水産業の価値に県民が気づくことによる、自信と誇りの創出を促す。
- ・既に認定を受けている地域(8地域)においても、認定を契機に様々な活用が生まれ、メリットにつながっている。 (別紙参照)

3. 全体のスケジュール

平成28年度	調査・検討、ストーリー磨き、申請主体設立準備
平成29年度	情報発信、運動の展開、申請主体設立
平成30年度	農林水産省への承認申請、F A Oへの認定申請、F A O調査対応
平成31年度	世界農業遺産認定キャンペーン展開
平成32年度～	世界品質の維持・活用、世界農業遺産認定の活用

4. 平成28年度の取組

(1) 申請にあたってのストーリーづくり

- ・県や大学などによる推進会議において申請内容を検討
- ・認定申請に向けての調査検討を実施。

(農業水利施設等農業遺産調査や環境こだわり農業の総合調査)

(2) 「世界農業遺産」申請主体となる協議会設立に向けた準備会の立ち上げ

- ・「世界農業遺産」の申請主体となる協議会設立に向けて、前身となる準備会立ち上げのための幹事会を開催（6月30日、県・19市町の農林担当課長で構成）。
- ・準備会設立総会の開催（9月15日予定）
準備会には、グループ、個人、民間団体、企業、大学、研究機関、地方公共団体など幅広い参画を予定。
- ・最終的に申請主体となる協議会は、申請前の平成29年度末を目途に準備会から移行するかたちで設立を予定。

(3) 「世界農業遺産」の周知を図るための「シンポジウム」開催

- ・世界農業遺産の周知を図り、準備会への参加を促すため、シンポジウムを開催。
 - 開催日：9月24日（土）14:00～16:45
 - 場 所：G-NETしが 大ホール（近江八幡市）
- ・シンポジウムでは、「世界農業遺産」に取り組む意義やその効果などについての講演により、機運の醸成を図る。（別紙チラシ参照）
- ・今年度は、3月に「第2回シンポジウム」の開催を予定。

(4) その他

- ・「世界農業遺産」の認知度が低いことから、本プロジェクトの周知と機運の盛り上げを行うため、facebookを7月から開設。



農産物のブランド化と生産振興

世界農業遺産関連品のブランド化

◆石川県能登地域

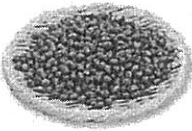
世界農業遺産の認知度や価値の向上に伴い、能登の里山里海で生まれ、世界農業遺産の保全・継承に資する商品を「能登」の一品として認定。平成28年4月現在、32品が認定されている。



認定商品はロゴマークをつけてPRができます。

【認定商品一例】

能登大納言小豆 奥能登揚げ浜塩



【第1回認定商品】
対前年度販売額
約1.5倍の売上増
(第1回認定商品22品の平均)
※平成27年度実績

その他の地域でも...

◆熊本県阿蘇地域

阿蘇地域のPRや産業振興、地域産品の販路拡大に寄与することを目的として認定地域内で生産された農林水産物や加工品、また食品以外でも阿蘇地域のPRにつながるものについてはこのロゴ添付



◆新潟県佐渡市

「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」の創設
＜要件＞

- ・佐渡市で栽培された米
- ・栽培者がエコファーマーの認定を受けている
- ・化学農薬、化学肥料の使用を慣行基準比5割以下に削減
- ・「生き物を育む農法」により栽培されたもの



◆岐阜県長良川上中流地域

「清流長良川の恵みの逸品」認定制度の創設
平成28年6月13日にロゴマーク決定

流域の水産加工物や伝統工芸品などに活用予定



世界農業遺産を活用した地域振興



企業との連携

◆和歌山県みなべ・田辺の事例

◆石川県能登地域

- ・県外からキノコ等生産販売を行う企業進出
- ・アウトドア用品の製造販売会社が進出
- ・地域外の農業法人が能登へ進出
- ・地元企業による耕作放棄地の活用
- ・新規就農者数が大幅に増加
(H21: 16人 → H25: 74人、H26: 43人)

認定を契機に南部高校に「食と農園科」を新設。梅の生産・加工・販売を含む「6次産業化」に対応する人材育成を実施

◆熊本県阿蘇地域 地元金融機関等との連携

認定を契機に「阿蘇グリーン定期預金」を創設。個人の預け入れ総額に応じて、肥後銀行が一定割合を「阿蘇世界農業遺産基金」へ寄付。【寄付実績 H27年度 724万円】



地域資源を活用した観光産業の推進

交流・体験ツアーの推進

◆新潟県佐渡市

認定を契機に、棚田周辺に住む住民自らがガイドとなり、大切に守り続けてきた棚田の魅力を発信するためのツアーを開催。

地元ガイドと巡る天空の棚田

周辺施設での体験ツアーも併せると、ツアーには約830人が参加。(平成26年)



さらに、廃校舎を活用した交流施設を拠点に多くの大学生を受け入れるなど、地域全体に年間約1000人もの人が訪問。

外部との交流により、地域に活気が出ます！



◆岐阜県長良川上中流地域

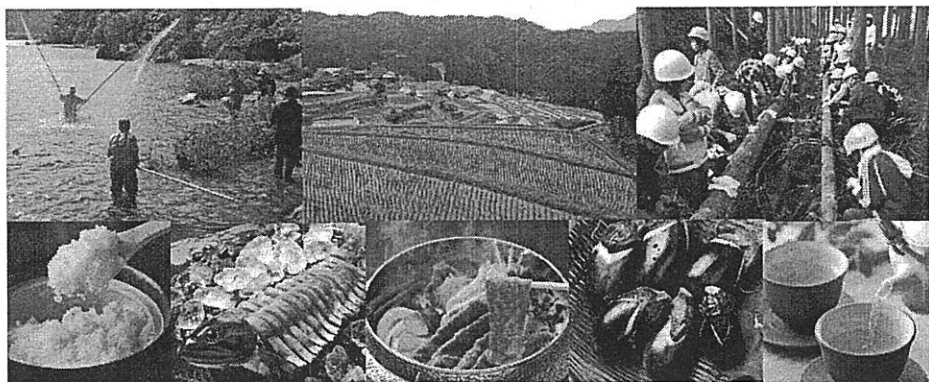
長良川の観覧船事業の予約数がH27年に比べ2割増

◆静岡県茶草場農法

茶草場ツーリズム創設
世界お茶まつり開催

◆石川県能登地域

農家民宿開業数大幅増
(認定後47軒増)
平成26年度宿泊者数1万人達成
(海外や教育旅行の増)



びわ湖と共生する農林水産業システムの 「世界農業遺産」認定をめざして キックオフ シンポジウム

2016年 9月24日(土) 14:00~16:45

会場 : G-NETしが 大ホール [近江八幡市鷹飼町]

参加費 : 無料 [定員400名]

開会挨拶 滋賀県知事 三日月 大造
報告事項 世界農業遺産認定に向けての取組について

講演 1 「世界農業遺産を目指す意義」(仮題)
国連大学サステナビリティ高等研究所
シニア・プログラム・コーディネーター
永田 明 氏

講演 2 「琵琶湖と共生する滋賀の様々な恵み」(仮題)
写真家
今森 光彦 氏



永田 明 氏



今森 光彦 氏

主催 : 滋賀県

ぜひ、みなさん、お越し下さい！ お待ちしています！

「世界農業遺産」認定をめざして キックオフ シンポジウム

日時 : 平成28年(2016年)9月24日(土) ●開場 13:00 ●開演 14:00~16:45
会場 G-NETしが 大ホール (男女共同参画センター) [近江八幡市鷹飼町]

会場へのアクセス

- 公共交通機関をご利用下さい。
- 近江八幡駅下車南口より、500m(徒歩10分)
または、近江バス『男女共同参画センター前』下車
- 近江八幡駅までは
米原より新快速利用19分、普通列車利用27分
京都より新快速利用34分、普通列車利用40分
- 住所 滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4 TEL: 0748(37)3751



プロフィール

永田 明(ながた あきら)氏

国連大学サステナビリティ高等研究所シニア・プログラム・コーディネーター。1979年に農林水産省に入省。農村振興局農村環境課長などを歴任し、2011年から現職。現在は、開発途上国の若手農業研究者の研修事業、アジアの森林保全研究プロジェクトなどを担当。世界農業遺産に関しては、国内の認定サイト、申請サイトのほとんどにアドバイザーを行ってきたほか、中国、韓国等において世界農業遺産に関する講演を多数行っている。

今森 光彦(いまもり みつひこ)氏

1954年、滋賀県生まれ。写真家。琵琶湖をのぞむ田園風景の中にアトリエを構え活動する。自然と人との関わりを「里山」という空間概念で追いつける。一方、熱帯雨林から砂漠まで、地球上の辺境地の取材をつづけている。また、近年は、自然のかたちをハサミひとつで鮮やかに切り出すペーパーカット作家としても知られ、その作品は、全国の美術館などを巡回している。

写真集に『里山物語』(新潮社)、『湖辺』(世界文化社)、『世界昆虫記』(福音館書店)、写真文集に『萌木の国』(世界文化社)、『里山を歩こう』(岩波書店)、写真絵本に『神様の階段』(借成社)など多くの著書がある。第20回木村伊兵衛写真賞、第28回土門拳賞、第48回毎日出版文化賞、第56回小学館児童出版文化賞、第42回産経児童出版文化賞大賞など数多くの賞を受賞。現在、成安造形大学客員教授、びわこ成蹊スポーツ大学客員教授

お問い合わせ先

滋賀県 農政水産部 農政課 世界農業遺産推進係
住所 : 滋賀県大津市京町四丁目1-1
TEL : 077-528-3825 FAX : 077-528-4880
E-mail : shiga-giahs@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.lg.jp/g/nosei/shiga-giahs.html>



facebook
はじめました



びわ湖と共生する滋賀独自の農林水産業の姿など、「世界農業遺産」を目指す取組をお伝えしていきます。

参加申し込み (FAXまたはEメールにて、お申し込みください。) 申込締切 9/16(金)

FAX : 077-528-4880 Eメール : shiga-giahs@pref.shiga.lg.jp

所属または在住市町名	参加者氏名	連絡先(電話番号)

※ご記入いただいた個人情報は、本シンポジウム以外の目的で使用することはありません。また、参加申込の受付票は発行いたしません。定員を超えた場合のみご連絡いたします。